37	32° 21′ 45.9134″	130° 51′ 32.3932″
38	32° 21′ 44.0075″	130° 51′ 26.9920″
39	32° 21′ 44.3272″	130° 51′ 26.0915″
40	32° 21′ 44.9774″	130° 51′ 25.5937″
41	32° 21′ 44.4679″	130° 51′ 23.9355″
42	32° 21′ 44.2279″	130° 51′ 22.9362″
43	32° 21′ 44.4443″	130° 51′ 21.7534″
44	32° 21′ 44.4920″	130° 51′ 20.2292″
45	32° 21′ 44.7292″	130° 51′ 18.7241″
46	32° 21′ 45.2123″	130° 51′ 17.5605″
47	32° 21′ 45.4232″	130° 51′ 16.8233″
48	32° 21′ 45.7013″	130° 51′ 16.1245″
49	32° 21′ 45.8746″	130° 51′ 15.6614″

○国土交通省告示第千二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

向島谷川左支渓

二　砂防法第二条の土地の表示

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅の区域内の土地のうち、次の一点と二点を令和二年国土交通省告示第千五百八十三号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、二点から二十一点までを順次結んだ線及び一点と二十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34° 02′ 26.1973″	135° 10′ 33.0151″
2	34° 02′ 31.4797″	135° 10′ 31.3246″
3	34° 02′ 31.1625″	135° 10′ 32.3565″
4	34° 02′ 31.1462″	135° 10′ 32.9875″
5	34° 02′ 31.1684″	135° 10′ 33.9067″
6	34° 02′ 30.4197″	135° 10′ 34.3561″
7	34° 02′ 29.8486″	135° 10′ 34.6993″
8	34° 02′ 28.4437″	135° 10′ 35.1474″
9	34° 02′ 27.8930″	135° 10′ 35.2647″
10	34° 02′ 27.4293″	135° 10′ 35.0091″
11	34° 02′ 27.2311″	135° 10′ 34.8924″
12	34° 02′ 27.0188″	135° 10′ 34.8111″
13	34° 02′ 26.9660″	135° 10′ 34.6293″
14	34° 02′ 26.9435″	135° 10′ 34.3486″
15	34° 02′ 26.5613″	135° 10′ 33.8951″
16	34° 02′ 26.3308″	135° 10′ 33.6239″
17	34° 02′ 26.3744″	135° 10′ 33.4296″
18	34° 02′ 26.4043″	135° 10′ 33.2285″
19	34° 02′ 26.2336″	135° 10′ 33.1788″
20	34° 02′ 26.2205″	135° 10′ 33.1713″
21	34° 02′ 26.1984″	135° 10′ 33.0317″

○国土交通省告示第千三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西谷清小川

二　砂防法第二条の土地の表示

山口県岩国市由宇町の区域内の土地のうち、次の一点から十三点までを順次結んだ線及び一点と十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34° 02′ 07.1203″	132° 09′ 59.2685″
2	34° 02′ 07.6346″	132° 09′ 57.9441″
3	34° 02′ 06.9548″	132° 09′ 56.7268″
4	34° 02′ 07.7093″	132° 09′ 55.2867″
5	34° 02′ 09.2358″	132° 09′ 55.6253″
6	34° 02′ 09.7039″	132° 09′ 56.5026″
7	34° 02′ 09.8614″	132° 09′ 57.4794″
8	34° 02′ 09.7719″	132° 09′ 58.3398″
9	34° 02′ 10.4321″	132° 09′ 58.4599″
10	34° 02′ 11.1713″	132° 09′ 59.4020″
11	34° 02′ 10.5461″	132° 10′ 00.7077″
12	34° 02′ 09.2911″	132° 10′ 00.7843″
13	34° 02′ 07.2038″	132° 10′ 00.1921″

○国土交通省告示第千四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東長沢原沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県妙高市大字長沢

字倉下

一五二六番一　一号
一五二六番二　二号
一五二七番一　七号
一五二八番　八号
一五三七番　九号、十二号及び十三号
一五二二番　十号
一五三〇番　十一号
一六六一番　三号及び四号
一六三八番　五号
一六五一番子　六号

字水ナシ

二七二八番　一号及び二号
地先道路敷　三十二号
二七二七番　三号
二七二五番　四号
二七二四番　五号
二七二三番一　六号
二六六四番　七号及び八号
二六五七番一　九号
二六五四番　十号
二四八九番　十一号及び十二号
二四九〇番　十三号
二四九一番　十四号
二六二七番　十五号
地先道路敷
二六二七番　十六号
二六三五番　十七号
二六三二番　十八号
二六三一番　十九号から二十五号まで及び二十九号から三十一号まで
二六三〇番　二十六号から二十八号まで

○国土交通省告示第千五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

沢入

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県柏崎市大字佐水

字前山

二七二八番　一号及び二号
地先道路敷　三十二号
二七二七番　三号
二七二五番　四号
二七二四番　五号
二七二三番一　六号
二六六四番　七号及び八号
二六五七番一　九号
二六五四番　十号
二四八九番　十一号及び十二号
二四九〇番　十三号
二四九一番　十四号
二六二七番　十五号
地先道路敷
二六二七番　十六号
二六三五番　十七号
二六三二番　十八号
二六三一番　十九号から二十五号まで及び二十九号から三十一号まで
二六三〇番　二十六号から二十八号まで

○国土交通省告示第千六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関である株式会社住宅新報から代表者を変更する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年十一月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　代表者の変更

変更前	中野　孝仁
変更後	上田　來

二　変更の年月日　令和七年八月二十五日